

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月4日

【会社名】 株式会社加藤製作所

【英訳名】 KATO WORKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 公 康

【本店の所在の場所】 東京都品川区東大井 1 丁目 9 番 3 7 号

【電話番号】 03 (3458) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務人事部長 川 上 利 明

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東大井 1 丁目 9 番 3 7 号

【電話番号】 03 (3458) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務人事部長 川 上 利 明

【縦覧に供する場所】 株式会社加藤製作所大阪支店
(大阪市淀川区西中島 2 丁目 3 番 2 0 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金9円50銭 総額556,663,748円

ロ 効力発生日

平成28年6月30日

その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,500,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するに伴い、5株を1株に併合するものであります。

(なお、株式の売買単位の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日となります。)

第3号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数および単元株式数の変更、監査等委員会設置会社への移行、責任限定契約を締結できる役員等の範囲の変更、剰余金の配当等の決定機関の変更を行うものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

加藤公康、岡田美津男、小西二郎、白雲峰、北川一秋、狼嘉彰を監査等委員でない取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

工藤和博、室中道雄、今井博紀を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬額を年額3億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	39,186	267	0	(注)1	(注)4可決 97.4
第2号議案 株式併合の件	39,160	296	0	(注)2	(注)4可決 97.3
第3号議案 定款一部変更の件	37,664	1,792	0	(注)2	(注)4可決 93.6
第4号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く）6名選任の件					

加藤公康	38,876	545	0	(注) 3	(注) 4 可決	96.6
岡田美津男	38,876	545	0			96.6
小西二郎	38,887	534	0			96.6
白 雲峰	38,851	570	0			96.5
北川一秋	38,869	552	0			96.6
狼 嘉彰	39,057	364	0			97.0
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
工藤和博	38,588	868	0	(注) 3	(注) 4 可決	95.9
室中道雄	39,063	393	0			97.1
今井博紀	39,066	390	0			97.1
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件						
	39,111	345	0	(注) 1	(注) 4 可決	97.2
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件						
	39,103	352	0	(注) 1	(注) 4 可決	97.2

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席分の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上